

上田市旅館・ホテル業事業者支援金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症の拡大により著しく観光需要が落ち込んだ市内の旅館ホテル等（以下「ホテル等」という。）の事業継続を支援するため、予算の範囲内で支援金を支給することについて、上田市補助金等交付規則（平成18年3月6日上田市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 支援金の支給対象となる者は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条の規定による旅館業の許可を受けた市内のホテル等を営む者で、令和2年1月から令和2年12月までのいずれかの月の売上が、前年同月比で50%以上減少している者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、支給対象としない。

- (1) 法第3条の許可を受けた市内のホテル等を営む者のうち、旅館・ホテル業を生業としていない者
- (2) 特定の企業及び学校等の保養所・合宿所、下宿所の運営者並びに風俗営業等の規制及び業務の適正等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する施設の運営者
- (3) 上田市暴力団排除条例（平成24年上田市条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは反社会勢力（以下「暴力団等」という。）である場合又は暴力団等と関係を有する者

2 前項の規定に関わらず、市長が必要と認めた者は、支援金の支給対象とすることができる。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、令和2年4月1日現在で、上田保健所へ届け出てあるホテル等の宿泊定員に7,500円を乗じ額とする。ただし、一施設当たりの上限額を300万円とする。

2 一事業者が上田市において、2以上のホテル等を営業している場合においては、当該ホテル等全ての施設を対象とする。

(支給申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、上田市旅館・ホテル業事業者支援金支給申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法に基づく旅館業の許可を受けたことがわかるものの写し
- (2) 令和2年1月から令和2年12月までのいずれかの月の売上が、前年同月比で50%以上減少していることがわかる書類（確定申告書、帳簿書類の写し等）

- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) 振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、法に基づく旅館業の許可を受けた施設当たり 1 回限りとする。

（支援金の支給可否決定）

第5条 市長は、前条に規定する支援金の支給申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、支援金の支給可否及び額を決定するものとする。

（支給決定通知等）

第6条 市長は、前条の規定により支給の決定をしたときは、上田市旅館・ホテル業事業者支援金支給決定通知書兼確定通知書（様式第3号）により、申請者に支援金の額及び支給予定日を通知するものとする。

2 市長は、前条の規定により不支給の決定をしたときは、上田市旅館・ホテル業事業者支援金不支給決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（支給決定の取消し等）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、支援金の支給決定を取消し、既に支給した支援金を返還させることができる。

- (1) 申請者が虚偽その他不正な手段により支援金の支給決定を受けたとき。
- (2) 支援金の支給を受けた者が支給申請日から3年に満たないで事業を終了したとき。

（補則）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年5月21日から施行する。